

報告第17号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年9月8日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

令和 7 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位：％)

事業会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

備考：資金不足額がない場合は「—」

令和 7 年 度

逗子市資金不足比率審査意見書

逗 子 市 監 査 委 員

8 逗 行 委 発 第 53 号
2026 年（令和 8 年）8 月 25 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市監査委員 亀 浦 大 輔

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

資 金 不 足 比 率 審 査 意 見

1 審 査 の 対 象

令和7年度決算に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審 査 の 期 間

令和8年8月6日から令和8年8月12日まで

3 審 査 の 概 要

審査に当たっては、令和8年8月3日付けで市長から送付を受けた令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審 査 の 結 果 及 び 意 見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率については、資金不足額がなかったが、今後とも当該比率に留意のうえ、健全で適正な財政運営に努力されたい。

会計の名称	令和7年度 資金不足比率 (%)	令和6年度 資金不足比率 (%)	令和5年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
逗子市下水道事業会計	—	—	—	20.0

(注1) 会計の名称：比率が算定されない場合は「—」で表示している。